

ポイント付与事業等

※令和7年度については、以下の表に記載の事業について、ポイントの付与時期が7月以降になります。

事業名	事業内容	付与条件・ポイント	担当課
子育て応援給付金事業	出生につきポイントを付与する。	出生1名につき200,000ポイント	保健福祉課
健康ポイント事業	特定検診などの指定する検診等を受診された方にポイント を付与する。	調整中	保健福祉課
町税及び公共料金口座振替促進事業	町税及び水道料金等の支払方法を新たに口座引き落としの 手続きをされた住民にポイントを付与する。	基準日（調整中）時点での既登録 者には各科目ごと100ポイント 新規登録者には各科目ごとに150 ポイント	税住民課
人口増加ポイント事業	住民基本台帳の人口増加となる出生、転入された方にポイ ントを付与する。	転入された方1人につき3,000ポ イント（新規転入のみ、再転入は 不可）	税住民課
高齢者交流運動会事業	高齢者との交流を目的に、年1回園児祖父母及び町内高齢 者と園児の交流運動会を実施する。	参加者に100ポイント アンケート協力者に100ポイン ト	保育園
人権を考える集い	人権を考える集い参加者にポイントを付与する。	来場者に100ポイント	人権啓発課
人権フェスティバル	人権フェスティバル参加者にポイントを付与する	来場者に100ポイント	人権啓発課
美化清掃ボランティア活動	社会福祉協議会主催の清掃活動に参加いただいた方にポイ ントを付与する。	参加者に100ポイント	保健福祉課
	木津川を美しくする会の清掃活動に参加いただいた方にポ イントを付与する。	参加者に100ポイント	環境衛生課
文化的景観保護推進事業	文化的景観関連事業（シンポジウム、地域集会等）に参加 された方にポイントを付与する。	参加1回につき100ポイント	まちづくり 応援課
ワールドマスタースゲームズ2027啓発 事業	WMG2027の前哨戦として開催するCoupe du Japon 国際大会（R7.6.21-22）に参加された方にポイントを付 与する。	観戦者に100ポイント 運営ボランティアに1,000ポイン ト	まちづくり 応援課
湯船マウンテンバイクランド利用促進事 業	週末のマウンテンバイクランド一般開放や住民向けイベン トに参加された方にポイントを付与する。	イベント参加及びマウンテンバイ クランド利用1回につき200ポイ ント	まちづくり 応援課